

建設業許可の経営者要件廃止を含む建設業法と入契法が25年ぶりに改正される予定。この一括改正案は成立後、交付から1年6ヵ月以内に施行。詳細が分かり次第お知らせします。



「元社員が東京の弁護士を通して未支給の残業代200万円を払ってくれ…と言ってきたので当社の顧問弁護士に相談したら“30万円の支払いで解決した!”と言う」と運送業を営むA社から連絡がありました。A社の社労関係や給与計算を受託している当方が確認してみた所、計算は正しく出来ていたが給与明細の事務処理で25%の割増賃金だけ漏れていた事が判明。結局未払いの賃金は1年半で約8万円。

A社は労基法で定めた週40時間労働を1ヵ月の期間内で労働日を調整して実現する変形労働制を採用しています。業態の特殊性から法的に認められた方法です。問題は東京の弁護士のずさんな請求と顧問

未払いの残業手当 **秘交渉?** 弁護士間で おかしな話

弁護士の独断による交渉です。実務の専門職・社労士がいる当方に確認せず話を進めた事で、解決が見通せない状況に…。顧問弁護士は誤りを認めず「変形労働制の適用が法的に不十分…」等と見当違いな言い逃れに終始…。やはり“餅屋は餅屋”です。



「格付最下級の申請者等を対象に“実態調査”を簡素化…経審の受付時に審査=実態調査も行う…工事の契約関係は公共・民間とも請負金額が大きいものから3件ずつ準備を」との文書が県のHPに出ています。“下級”という封建時代の武士社会を彷彿させる表現に戸惑いながら読むと…県の入札参加資格で格付のある土木・建築でD級、電気・管・舗装でC級、さらに造園・塗装といった格付のない他の業種の申請者が対象で、公共工事受注のバボト=経審手続きの

予約を土木事務所へ葉書でとる際に、受付日時の連絡と合わせて、この簡素化対象者である旨の通知がされます。受付を一次審査、実調を二次審査といいますが、対象者は一審時に従来の実調=二審の書類準備をして土木事務所に出向く必要があります。ただ大分土木事務所だけは今までどおり全業者を後日調査するとの事。県も人員不足で過重労働になっている現実が背景にあるようですね。

経審実調簡素化へ **受付と同時** 対象業者へは事前通知



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。
※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379